

平成 22 年度第 1 回石狩市地域公共交通会議議事録

1. 日時：平成 23 年 2 月 25 日（金）13：00～14：30
2. 場所：石狩市役所 4 階 401 会議室
3. 出席委員：会長 唐澤治夫（市民生活部長）、副会長 新保進一（札幌運輸支局首席運輸企画専門官）、田辺きよみ（石狩振興局地域政策課長）、臼井広宗（北海道中央バス(株)石狩営業所長）、河合保郎（厚田自治連合会副会長）、福岡順子（一般公募者）
事務局：新岡研一郎（市民生活課長）、齊藤晶（市民生活課主査）、齊藤学（市民生活課主任）
関係説明員：新井春生（浜益生涯学習課長）、古川和志（浜益支所市民生活課長）

4. 報告

(1) 地域公共交通会議のこれまでの経過

・平成 18 年第 1 回地域公共交通会議

石狩市が空知中央バス株式会社に運行を要請し、いわゆる路線バスとして運行されていた、「浜益、滝川」間の路線と、「浜益区内」を運行する路線の廃止について協議。

「浜益、滝川」間の代替として、乗合自動車を運行することについて協議。

「浜益区内」を運行する路線の代替として、又、厚田区から浜益高校へ通学する高校生を対象として、スクールバスを有償で運行することについて協議。

厚田区発足地区から厚田地区へ、市所有のバスにて運行していた路線を、スクールバスの有償運行に変更することについて協議。

・平成 19 年度第 1 回及び第 2 回の地域公共交通会議（書面協議）

浜益スクールバスについての変更、又、厚田スクールバスの路線廃止、発足スクールバスに関する変更を協議。

・平成 20 年度第 1 回地域公共交通会議

「発足スクールバス」、「浜益スクールバス」、「浜益乗合自動車」、更新登録に関する協議。

(2) 石狩市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

改正理由は、企画経済部から、市民生活部へ事務の所管が変更となったため。改正内容は、石狩市企画経済部長を石狩市市民生活部長へ、企画調整課を市民生活課へ変更。

5. 議題

(1) 浜益スクールバスの運行経路の変更について

(2) 軽微な事項の変更に関する取扱いについて

6. 概要

(1) 浜益スクールバスの運行経路の変更については全会一致で合意

(2) 軽微な事項の変更に関する取扱いについては全会一致で合意

7. 議事の経過

(1) 浜益スクールバスの運行経路の変更について

（事務局説明）石狩市が運営する自家用自動車による有償運送の説明。石狩市内には、3 路線（発足スクールバス・厚田スクールバス・浜益滝川線）9 系統が存在。今回の議題である浜益スクールバス

の運行経路と運行時間の変更点について、 柏木地区は、国道 451 号線を通るように変更予定。距離は変わらず。

来年度新 1 年生の家が近くにあるため。 天恵地区に、小学生が二人おり、4 月から 10 月の間だけ、運行経路に天恵地区を入れることにした。今まで天恵地区に入っていけなかった理由としては、雪が降るとバスが入れなかったため。天恵地区に寄ると、距離的には、片道 1.2 キロメートル、往復で 5 分ほど今までよりかかる。従来より 5 分ほど、多くかかることになるため、登校便については、5 分繰り上げて出発する予定。下校便は 4 便あるうちの、時間帯の順番で、2 番目と 4 番目の便を天恵地区に入れることにし、それぞれ、終着点の滝の沢の到着時間を 5 分繰り下げる予定。

今回の変更により、登校便の 系統を、天恵地区に入る 4 月から 10 月までを - 1 とし、天恵地区に入らない 11 月から 3 月までを - 2 とし、二つに分け、下校便の 系統についても、同様に - 1、 - 2 とした。

昨年 4 月の機構改革により、市有自動車の担当課が企画課から市民生活課へ変わったのに伴い、運行管理・整備管理の体制もすでに代わったため、今回の申請で報告することにした。

自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類の部分についても、車両更新による変更であり、併せて報告する。

(質疑)

福岡委員：天恵地区の二人の児童は今まで、どのように学校に通っていたのか

事務局：保護者が国道まで送っていた。

福岡委員：冬になるとやはり、今までと同じようになるのか。

事務局：冬になると道幅が狭く、バスは通れなくなるため、今までどおり。

以上を踏まえ、協議した結果、浜益スクールバスの運行経路の変更については全会一致で合意した。

(2) 軽微な事項の変更に関する取扱いについて

(事務局説明) 地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン (「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」) が国から示されている。その中で、「利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないようにする必要がある。なお、運行回数や運行時刻の変更については地域公共交通会議への報告事項とする等、あらかじめ設定の範囲について協議しておくことが望ましい」と明記されている。

そこで、現在の要綱を改正し、軽微なことであれば、委員を招集しなくても、書面のやりとりにより協議し、決定することができるようにしたい。

要綱に次の一文を付け加える。「交通会議において確認された軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。」

また、「軽微な事項」を次のとおり定める。

- ・ 運行回数の増減
- ・ 運行時刻の変更
- ・ 停留所の新設・廃止 (路線の新設又は廃止の伴わないもの)
- ・ 経路の変更 (起点・終点の変更を伴わないもの)

本年 9 月 30 日で登録期間が満了となる石狩市の自家用有償旅客運送の更新の関係があり、更新の申請の前にはこの会議を開かなければならないが、その他の協議事項として、来月廃校になる浜益高校を浜

益中学校として利用する計画がありことから、それに伴うスクールバスの運行経路の変更については、軽微な変更でありますので、書面協議とさせていただきたい。

以上を踏まえ、協議した結果、軽微な事項の変更に関する取扱いについては全会一致で合意した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成23年3月11日

会 長 唐 沢 治 夫